

## 墨田区告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

粗大ごみ受付システムを利用して納付される廃棄物処理手数料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで